

## ＜ 喫煙可能室にかかる届出事項の変更について ＞

喫煙可能室の届出事項に変更があった場合は、保健所への届出が必要です。  
届出にあたっては変更事実を証明できる書類を添付してください。

		変更事項	添付書類
喫煙可能室設置施設		名称の変更	営業許可証の写し
		所在地（又は車両番号等）の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居表示や地番の変更の場合</li> <li>・ 災害、土地収用など法律の規定に基づく移転等の場合</li> </ul>	営業許可証の写し
管理権原者	個人の場合	氏名の変更	戸籍抄本または住民票抄本（旧姓、新姓が記載されたもの）※コピー可
		住所の変更	新住所が記載されている運転免許証または国民健康保険手帳など公的機関が発行するものの写し
	法人の場合	名称の変更	履歴事項全部証明書 ※コピー可
		代表者の氏名の変更	
管住所の変更 （主たる事務所の所在地）			
	法人合併等による氏名・住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業業可証の写し</li> <li>・ 履歴事項全部証明書 ※コピー可</li> </ul>	

※相続や法人合併等にかかる管理権原者の変更は、保健所にお問い合わせください。